

15.5.15  
第 63 号

兵發券初第八五號

大正十五年五月十日

兵庫縣知事山縣 若郎

内務大臣若槻 禮次郎 殿  
 社會局長官長岡隆一郎 殿  
 警視總監大田 政弘 殿  
 京都大阪 神奈川 愛知  
 岡山 廣島 福岡 各府縣知事 殿  
 神戶地方裁判所 檢事 正 殿

東神護謨株式會社 裁三解雇

問題ニ関スル件

(第一款)

工場ハ此條ヲ困難中

會社側ニ送送スル。

日昨ニ既聞ケイ續加並成増ヲ發給スルハ其際ニ因スル難工ハ之ヲ  
 業ニ終リタル會社側ハ工場ヲ困難ニ全難工ニ據ル通昔平常トシテ  
 會社側ハ之ノ因應ニ應ジヤムノ結果際ニ因スル難工ハ其日ヨリ

難工一回

本件ハ三日平以六割迄ニ回答スルコト

難工平常ノトクニ支辨スルコト

四區難工當